

平成 25 年 3 月 29 日（金）10:15～10:45（予定）  
西日本新聞会館 福岡国際ホール 大ホールB

## 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会

### 第 2 回会議 次第

#### 1. はじめに

#### 2. 議題

- ・整備計画(案)について

#### 3. まとめ

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会  
会議構成員名簿

(第2回 平成25年3月29日開催)

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
かとうとしお 加藤利男	内閣官房地域活性化統合事務局 局長	
よしざきおさむ 吉崎 収	国土交通省九州地方整備局 局長	
さとうなおゆき 佐藤尚之	国土交通省九州運輸局 局長	
◇地方公共団体		
やまさきたけのり 山崎建典	福岡県副知事	
たかしまそういちろう 高島宗一郎	福岡市長	(議長)
◇民間事業者等		
やくしんじひでおみ 薬真寺 偉 臣	九州電力株式会社 取締役上席執行役員	
ほんごうゆずる 本郷 譲	九州旅客鉄道株式会社 常務取締役	
はしだこういち 橋田 紘 一	株式会社九電工 代表取締役社長	
たかさきしげゆき 高崎 繁 行	西日本鉄道株式会社 取締役常務執行役員	
ふるいちたけし 古市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役	
ながしまとしお夫 長島 俊 夫	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役副社長	
いしいかん 石井 歓	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎやまひろたか 杉山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
◇独立行政法人		
いたいひでゆき 板井 秀 行	独立行政法人 都市再生機構 九州支社長	
◇エリアマネジメント団体等		
ごとうたいち 後藤 太 一	福岡地域戦略推進協議会 事務局長	
くらとみすみお 倉富 純 男	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なかむらこうじ 中村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
はらまきよしゆき 原 槇 義 之	博多まちづくり推進協議会 事務局長	

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会  
構成員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
あ べ しん ぞう 安 倍 晋 三	内閣総理大臣	(会長)
しん どう よし たか 新 藤 義 孝	地域活性化担当大臣	(会長職務代理者)
おお た あき ひろ 太 田 昭 宏	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
お がわ ひろし 小 川 洋	福岡県知事	
たか しま そういちろう 高 島 宗一郎	福岡市長	
◇民間事業者等		
うり う みち あき 瓜 生 道 明	九州電力株式会社 代表取締役社長	
から いけ こう じ 唐 池 恒 二	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長	
はし た こう いち 橋 田 紘 一	株式会社九電工 代表取締役社長	
たけ しま かず ゆき 竹 島 和 幸	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長	
ふる いち たけし 古 市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役	
さか あつ お 坂 篤 郎	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長	
いし い かん 石 井 歓	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか 杉 山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
◇独立行政法人		
かみ にし いく お 上 西 郁 夫	独立行政法人 都市再生機構 理事長	
◇エリアマネジメント団体等		
まつ お しん ご 松 尾 新 吾	福岡地域戦略推進協議会 会長	
くら とみ すみ お 倉 富 純 男	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なか むら こう じ 中 村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
ほん ごう ゆずる 本 郷 譲	博多まちづくり推進協議会 会長	

# 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約

## (設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

## (目的)

第二条 協議会は、福岡都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 福岡県知事
- 三 福岡市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

## (協議会の会長)

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

## (会議の構成)

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。

## (会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

## (会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させるこ

とができる。

- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

#### (議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

#### (書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

#### (議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

#### (協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

#### (部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
  - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
  - 二 福岡県知事
  - 三 福岡市長
  - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

#### (幹事会)

- 第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

#### (事務局)

- 第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。
- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
  - 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

#### (雑則)

- 第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。
- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この規約は、平成24年3月28日から施行する。

## 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十四条第二項に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議（以下「会議」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議結果の公表の基本方針)

第二条 規約第八条第五項に規定する公表については、会議終了後すみやかに会議資料、会議要旨に関して福岡市公式ウェブサイトへ掲載するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

整備計画名	福岡都心地域整備計画
-------	------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針 **(A)**

- ・ 建築物の建替え等の更新期を捉え、官民共働で高質なビジネス環境や広域から人を集める魅力づくりを推進し、都心部の国際競争力を高め、商業、文化、国際ビジネスなどの集積を促進する。特に、都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区について、それぞれの都市機能を高めるとともに、回遊性の向上を図り、地区間相互の連携を高める。
- ・ 鉄道駅や高速バス等の広域交通の拠点となる博多駅地区や天神地区では、建築物の更新期を捉え、駅周辺施設(歩行者通路、駐車場・駐輪場、人工地盤等)を整備するなど交通結節機能の充実強化を図るとともに、地域内に位置する国内外の主要都市と直結する博多港国際ターミナルや新幹線博多駅並びに、近接する福岡国際空港の交通拠点機能の更なる強化を図ることで、快適で利便性の高い国際的な拠点都市を目指す。特に、海の玄関口として国内最大の乗降客数を誇り、日本海側拠点港湾にも位置づけられる博多港において、大型クルーズ船の入港などアジアからの人流拡大に対応した国際ターミナル機能の強化を図る。
- ・ 国際的な集客・交流・観光・アジアビジネスをつなぐ拠点として、商業業務機能が高度に集積する天神・渡辺通地区、博多駅周辺エリアでは、建築物の更新期を捉え、ハイクラスのオフィス環境を備えた業務ビルや魅力ある商業・賑わい空間の高度な集積を図る。
- ・ ウォーターフロントに集積する既存のコンベンション機能とあわせ、国際的なビジネス、会議などの国際交流の場を提供し、快適性を高める交通・商業・文化・交流・宿泊機能等の強化を図る。
- ・ 国際業務拠点の形成を支える、質の高い居住機能、医療機能の導入を図る。
- ・ 災害時でも都市機能の継続性を確保できる高度な防災機能の強化を図る。

都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業 **(B)**

No	事業名 <b>(C)</b>	事業概要 <b>(D)</b>	実施主体 <b>(E)</b>	実施期間(年度) <b>(F)</b>	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等 <b>(G)</b>
①	今泉1丁目地区(中央児童会館等建替え施設)	約0.1ha	福岡市 ※PPPにより事業者公募中	H25～H27	
②	(仮称)新博多ビル建設事業	約0.2ha	九州旅客鉄道株式会社	H25 着手予定	
③	博多駅中央街 SW 計画(仮称)	約0.6ha	日本郵便株式会社	H25 着手予定	
④	(仮称)天神ビジネスセンター	約0.3ha	福岡地所株式会社	開業時期調整中	
⑤	ソリアプラザ改造工事	約0.6ha	西日本鉄道株式会社	H25 着手予定	

※事業の位置は別図の通り

都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業 **(H)**

No	事業名 <b>(I)</b>	事業概要 <b>(J)</b>	実施主体 <b>(K)</b>	実施期間(年度) <b>(L)</b>	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等 <b>(M)</b>
㊦	地下鉄七隈線延伸事業(天神南～博多)	延長 1.6km	福岡市	H24～H32	
㊧	拠点間回遊案内強化事業	地下鉄の旅客案内設備の改良	福岡市	H24～H26	
㊨	警固公園再整備事業	約1.1ha	福岡市	H24	
㊩	博多駅周辺浸水対策事業	約430ha 雨水幹線整備 φ5,000mm～1,800mm L=約5.0km ポンプ場 新設1箇所、増強2箇所等	福岡市	H16～H24	
㊪	天神周辺浸水対策事業	約100ha 雨水幹線整備 φ5,000mm～3,000mm L=約3.9km 等	福岡市	H21～H30	
㊫	明治公園・環境共生型駐輪場整備事業(仮称)	自転車 500台 原付 100台	福岡市	H25	

※事業の位置は別図の通り

上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 **(N)**

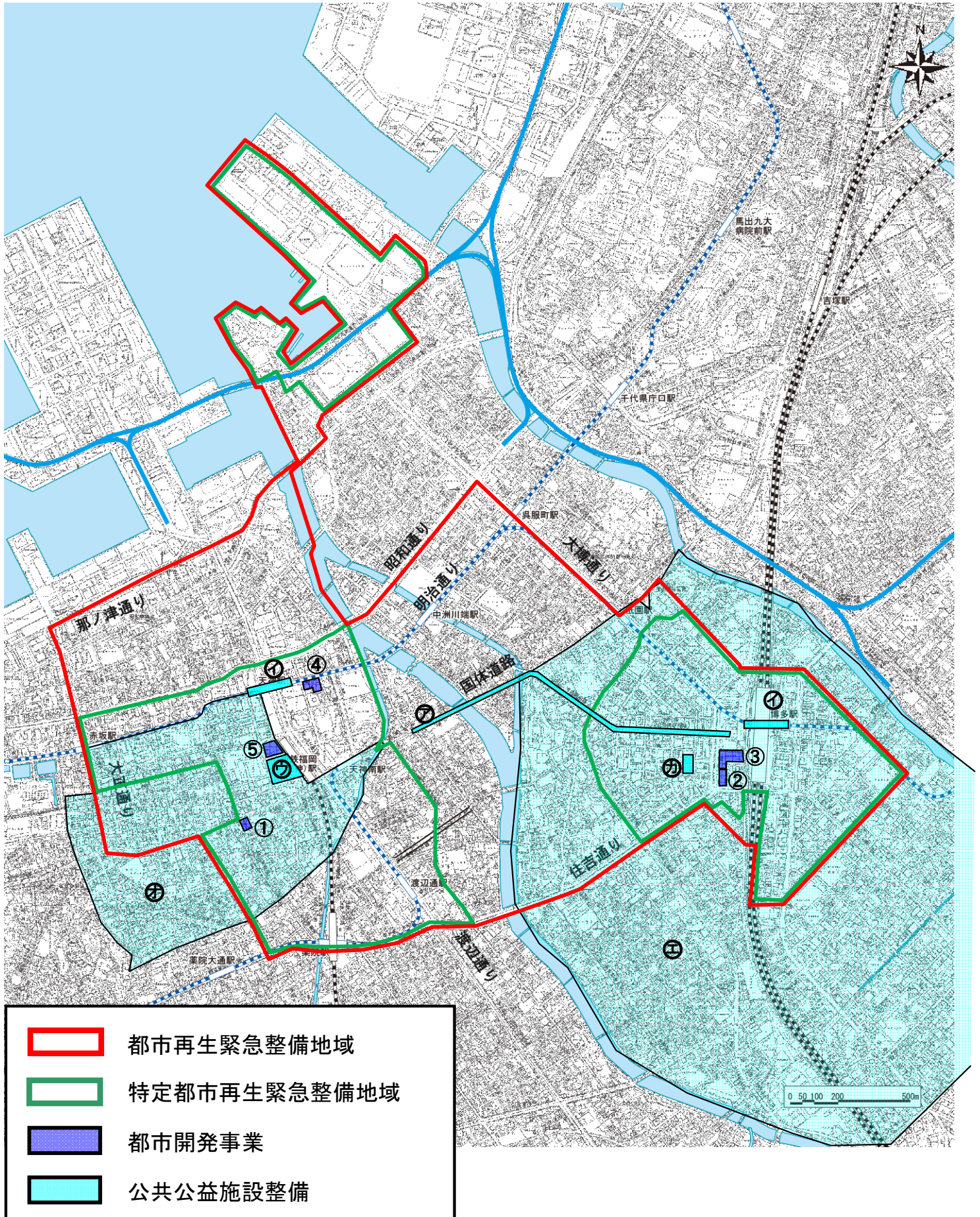
- ・ 警固公園は、管理者である福岡市とともに同公園の課題に対する取り組みを進めてきた地域の自治協議会、エリアマネジメント組織、警察、ボランティア団体などと連携しながら、天神のまちの魅力的な空間として、また安全・安心なまちづくりのシンボルとして、多くの人々が憩い交流できる空間の維持に努める。

その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項 **(O)**

- ・ 上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備にあたっては、国の内外を問わず来街者が誰でも安心して楽しく歩くことができるようユニバーサルで回遊性の高い都市空間を形成するとともに、災害時でも都市機能の継続性を確保できる高度な防災力を備えた都市空間を形成するものとする。



福岡都心地域<約 4 5 5 ha> うち特定都市再生緊急整備地域<約 2 3 1 ha>



## 福岡都心部の国際競争力強化の視点 ※第1回資料より

国際的な交流拠点の強みを生かし、  
出会い・つながり・交流する都市空間を形成

安全・安心して  
生活できるまち

スムーズな移動  
快適な交通結節点

ユニバーサルな  
公共空間

アジアビジネス  
の受け皿

## 1. 民間活力を最大に引き出す取り組みを進めます

核の形成

回遊性の強化

官民連携

都市活動を支える都市基盤

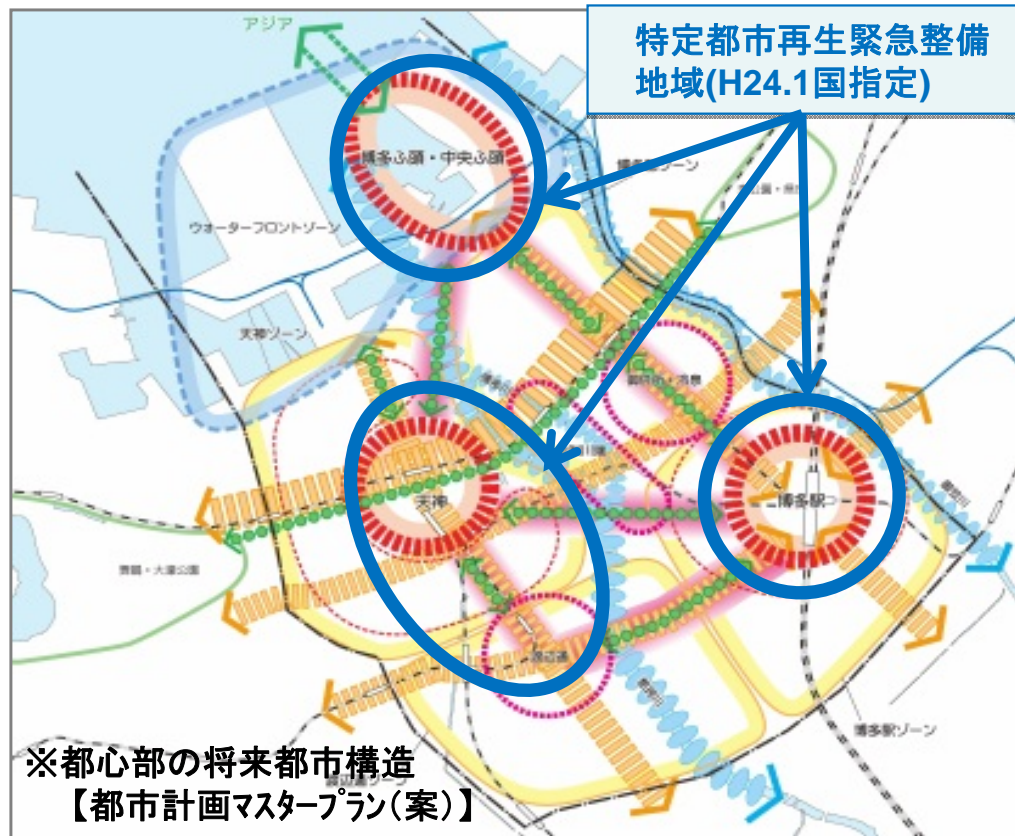
人や物の交流拠点(交通・MICE)  
特性を生かした都市機能の強化  
★天神・渡辺通 ★博多周辺  
★ウォーターフロント

核となる3地区の地区内や  
地区間の回遊性の向上

官民連携で投資を呼び込み  
まちづくりを推進

## 2. 3地区における核の形成・地区間相互の連携強化を図ります

特定都市再生緊急整備  
地域(H24.1国指定)



## 3. 具体的な取り組みを後押ししていきます

### 核の形成

#### ★民間開発支援による都市再生の推進

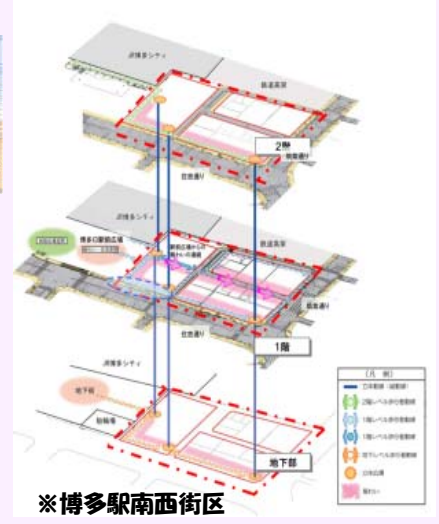
※福岡都心部機能更新誘導方策

(評価項目)

九州アジア・安全安心・環境・魅力・共働

◎民間再開発の促進

- 天神明治通り地区
- 博多駅南西街区
- 公共用地を活用したまちづくり



【再開発とあわせた上空～地下ネットワークの強化】

### 回遊性の強化

#### ★回遊性を強化する公共空間整備 ※快適で高質な都心回遊空間創出事業



【ビジネス拠点における公共空間の高質化】



【地下ネットワークの  
更なる充実】



【照明・花・緑で彩られる歩いて楽しい道路空間】



### 官民連携のまちづくり

#### ★将来像の共有と「見える化」



#### ■福岡地域戦略推進協議会(FDC)

→産学官民でつくる都市圏の成長戦略の  
策定と実施を行う『シンク&ドゥ・タンク』

#### ■福岡都心地域都市再生緊急整備協議会

→国・地方・事業者で構成する法定協議会  
役割分担による着実な事業推進  
※特定都市再生緊急整備地域制度

#### ■まちづくり協議会との連携

→We Love天神協議会、博多まちづくり推進協議会  
天神明治通り街づくり協議会

## 24年度の取り組み(福岡市)

行政計画への位置づけ・将来像の共有化などに取り組みました

### ○第9次基本計画への位置づけ

- ・交流がビジネスを生むMICE拠点の形成
- ・都市活力を牽引する都心部の機能強化
- ・情報アクセスや回遊性など来街者にやさしいおもてなし環境づくり

### ○政策推進プラン(原案)への位置づけ(今後4年間で重点化する施策)

#### 【重点分野(都市の成長)】

- ・福岡の成長を牽引する観光・MICE、都心部機能強化の推進

#### 【重点事業】

- ・都市再生の推進(都心部の機能強化と魅力づくり)
- ・MICE誘致推進事業
- ・コンベンション機能強化の検討
- ・中央ふ頭の整備推進
- ・中央児童会館等建替え整備
- ・都心部とWFとの交通アクセス強化の検討
- ・快適で高質な都心回遊空間の創出事業
- ・地下鉄七隈線延伸事業の推進
- ・浸水対策の推進、総合的な自転車対策

### ○まちづくり協議会との連携強化

#### ・将来像の共有化

福岡地域戦略推進協議会

→都心再生戦略の策定

天神明治通り街づくり協議会

→建替え更新期を捉えたルール作り

#### ・エリアマネジメントとの連携

→We Love天神協議会

→博多まちづくり推進協議会

## 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会

### 核の形成

中央児童会館等建替事業

(仮)新博多ビル建設事業

博多駅中央街SW計画(仮称)

(仮称)天神ビジネスセンター

ソラリアプラザ改造工事

★今回追加する都市開発事業(3件)

★活用していく支援制度等

- ・福岡市都心部機能更新誘導方策 など

天神・渡辺通

ウォーターフロント

博多駅周辺

3地区をつなぐ回遊性の強化

### 回遊性の強化

警固公園再整備事業

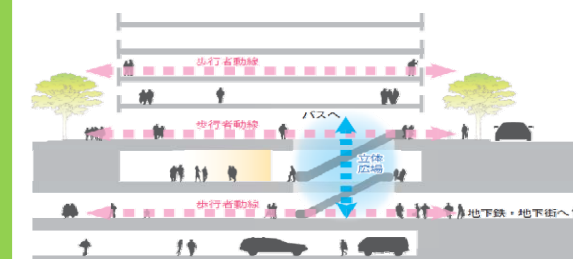
★今回追加する事業(1件)

明治公園・環境共生型駐輪場整備事業(仮称)

★活用していく支援制度等

- ・福岡市都心部機能更新誘導方策
- ・国際競争拠点都市整備事業
- ・社会資本整備総合交付金(旧まちづくり交付金)など

※立体的なネットワーク(回遊性強化)



### 都市活動を支える・安全安心な都市基盤

地下鉄七隈線延伸事業(天神南～博多)

拠点間回遊案内強化事業

博多駅周辺浸水対策事業

天神周辺浸水対策事業

★活用していく支援制度等

- ・国際競争拠点都市整備事業
- ・社会資本整備総合交付金 など

### 官民連携のまちづくり

協議会で作成する整備計画等を活用し、**官民連携**で事業を推進していきます！